

2024年度

一般社団法人愛知県社会福祉士会
事業計画書・収支予算書

2024年2月4日

第6回理事会承認

2024年度 一般社団法人愛知県社会福祉士会 事業計画(案)

基本方針

新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、日常の制限は徐々に無くなり、コロナ以前の状況に戻りつつあるものの完全には戻らず、飲食業界をはじめ、様々な業界で失業や倒産などにより仕事と住まいを同時に失うような状況が続いています。このことに伴う生活困窮や自殺、児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待等も減少せず、より専門的な対応を迫られる状況となっております。

今年度は、対面での研修が増えてきたものの以前のように参加者が集まらない状況となりました。来年度は広報活動をさらに充実させ、多くの方に研修参加できるように工夫をしていきたいと考えています。

組織率が全国的にも低いことから、その影響は会の財政にも及んでいます。入会促進及び退会抑制に取り組むため、サロンを行ってきましたが、参加者が固定化し参加人数も低迷していたため、今年度は、他の県士会の状況を聞き支部活動を充実させるべく、昨年度までコロナ禍で開催できなかった支部交流会を開催しました。Zoomで行ったためか、参加者はわずかでしたが、来年度に向け回数を重ね会員間の交流を充実したいと考えております。また、2023年度十分に発揮できなかったメディアの活用を充実させ、会員の拡大を図っていきたいと考えています。

上述の入会促進・退会抑制について、一昨年度末に行われた日本社会福祉士会臨時総会にて承認された「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」を受け、愛知県でも具体的な方策の一つである向こう3年間、30歳以下の新入会員について初年度の入会金、年会費を無料にするという取り組みの試行について、2022年6月の総会で承認され、2023年度から実施することになりました。しかし、みなさまへの周知が足りなかったためか、このことにより入会状況が増大したとはいいがたく、結果として例年と変わらない状況に終わってしまいました。来年度は広報の仕方を工夫し、この取り組みを広くみなさまに知っていただき、一人でも多くの方に入会につなげることができればと考えております。

東海4県の社会福祉士会との情報交換や研修の相互協力・ばあとなあ事業の情報交換については引き続き務めてまいります。

他の職能団体との関わりでは、MHSW協会・MSW協会とはソーシャルワーカーデーのイベントや各種研修会等の開催等で連携する機会が増えています。引き続き、より良好な関係作りも進めてまいります。

会員の皆さまの知恵と創意と工夫で本会の活動を前進させ、より多くの社会福祉士の皆さまの拠り所となれるよう努めてまいりますので、引き続きお力添えをお願いいたします。

中長期目標 (5か年目標2020-2024)	短期目標 (2024年度目標)
組織強化と運営基盤の安定	① 日本社会福祉士会及び東海四県社会福祉士会との連携・連絡会議の継続 ② 財政基盤及び事務局機能の強化 ③ 理事会・委員会・支部の編成充実 ④ 新入会員の拡大と退会者の抑制、後継者育成
会員の拠り所となる	① 県士会本部－支部の連携再構築と充実化 ② オンラインを活用した研修の充実 ③ ホームページ・メルマガ・SNS等の充実
ソーシャルワークの意義と社会的信頼に応える	① 社会的支援事業の充実 ② 他機関・他団体との連携推進 ③ 県民・学生への啓発と情報発信
2024年度各事業部別重点目標	
総務部	① ICT化の推進による業務効率化の推進と理事・事務局体制の強化継続 ② 財政基盤の充実と安定化 ③ ホームページの充実並びにSNS等の活用 ④ 特命チームの委員会への移行検討
生涯研修センター	① 生涯研修制度における研修体制の充実 ② 認定社会福祉士の資格取得支援 ③ 各種研修事業の充実 ④ 対面と遠隔（オンライン）との組み合わせによる研修の充実
愛知ばあとなあセンター	① 成年後見制度の利用促進計画に則った社会福祉士としての活躍支援と連携づくり ② 成年後見人等の質の向上及び受任者の拡大 ③ 相談・苦情対応の体制作り ④ リーガルソーシャルワークに興味・関心を持ち共に学び実践できる会員の掘り起こし ⑤ 愛知県主催の高齢者虐待対応研修の継続受託 ⑥ 虐待対応専門職派遣チームにおける高齢者・障害者虐待事案への派遣拡大
生活支援相談ほっとセンター	① 人材の育成 ② 他機関・他団体からの支援要請に応えられる体制の強化
福祉・介護サービス情報調査センター	① 社会的養護分野の評価調査者の増員 ② 調査者の質の向上

事業

1 総務部

1)総会・理事会等

- 【目的】 総 会：一般社団法人としての決算報告を行うとともに、会員の意見交換・交流を図り職能団体としての意識を高め、研鑽する機会とする。
- 理事会：職能団体としての会の運営全般や諸規程改訂について協議し、事業の円滑な遂行を図る。
- 【計画】 意見交換会・交流会の開催について抜本的な見直しを図り、開催方法を検討する。
- 総 会：6月22日（土）に開催
- 理事会：原則2か月に1回開催
- ※30歳以下の新規会員の入会金・年会費 3年間徴収猶予に関する試行事業2年度目を推進する。

2)広報委員会

- 【目的】 本会の活動内容や関係団体等について、会員や福祉関係者等に情報提供する場を設けることにより、本会および関係団体の活動や事業について情報提供を行い、活性化に資する事を目的とする。
- 【計画】 ① 会報の発行（年4回発行）
会員等への配布。デジタル媒体の活用の強化と紙媒体による会報の発行縮小を検討する。
- ② ホームページならびにSNS等の活用
ホームページならびにSNS等を活用し会員や関係者に有益な情報提供を行っていく。
- ③ メールマガジンの発行
研修や行事の案内を、必要に応じてメールマガジンで配信する。
- ④ ホームページの一部改変をし、わかりやすいホームページにする。
- ⑤ 30歳以下の新規会員の入会金・年会費徴収猶予に関する試行事業を継続するにあたり、ホームページ等を通じた広報活動を積極的に展開する。

3)ソーシャルワーカーデー企画実行委員会

- 【目的】 福祉専門職能団体と福祉専門職養成校団体との協力により、多様化するソーシャルワークのあり方と将来を担う人材育成について考え、福祉従事者、福祉系学生、一般市民にアピールする機会とする。
- 【計画】 2024年度は、愛知県精神保健福祉士協会が愛知ソーシャルワーカーデー実行委員会の事務局を担う。このため、本会が2023年度に担った事務局機能を円滑に引継ぐとともに情報共有に努め、より効果的な企画運営ができるよう協力する。

4)災害支援対策事業

- 【目的】 大規模災害時に専門職としてのソーシャルワークが展開できるような体制を支部と連携して整える。
- 【計画】 ① 災害支援体制の整備
- ・災害対応ガイドラインおよびマニュアルの運用ができるよう体制を整える。
 - ・体制整備に向けて支部や他委員会との連携を図る取り組みづくりに努める。
- ② 災害発生時には、状況に応じボランティア派遣、募金活動等を実施する。
- ③ 愛知県災害福祉広域支援推進協議会に会として参加し、専門職団体として協力する。
- ④ 令和6年能登半島地震に対して、日本社会福祉士会と連携し、必要な支援を行う。

5)会員支援事業

- 【目的】 支部活動の活性化により地域貢献活動および、会員社会福祉士の地域ネットワークの構築、相互研鑽を図ることを目的とする。
- 【計画】 組織強化対応チームを中核として支部活動の再構築と強化に努め、オンラインや対面による交流活動等を推進する。

6)関係機関への協力

【計画】関係機関からの依頼により、講師等の派遣協力、委員の推薦等を行う（随時）。

7)DX(デジタルトランスフォーメーション)を意識したICT化の推進

【目的】事務局スタッフおよび諸事業に関わる本会役員等の ICT リテラシーを高め、業務効率の向上、遠隔による研修効果の向上等を目指すとともに、広報委員会、組織強化対応チームと協働して会員交流の新たなステージを模索することを目的とする。

【計画】事務局職員に対する ICT 関連の研修実施、他の職能団体も含めた情報交換会・交流会の開催、会員むけの遠隔交流サロンの開催を通じた交流機会提供の継続。
ばあとなあ報告システムの円滑な運用に向けて、体制整備を継続する。

8)独立した委員会

綱紀委員会

苦情の調査・審査

理事会への審査結果報告と処分提案

※任期満了に伴い、2024 年度は新たな委員の指名を行う。

選挙管理委員会

役員候補者選出規則に基づく新理事の選出にかかる事務の遂行

※2024 年度には役員選挙は行われないため、特段の活動は予定しない。

2 生涯研修センター

【目的】職能団体の責務として、会員社会福祉士の研鑽と能力向上を図ることを目的に、基礎研修（共通基盤）、事例検討会、その他職域・専門分野別に、研修等の事業を実施する。

1)生涯研修委員会

【目的】生涯研修制度の普及と推進、認定社会福祉士制度と連動する基礎研修の運営を担うとともに、各々の職域を越えて幅広く交流するための研修機会を提供すること等を目的とする。

【計画】基礎研修においては、東海四県で協定を結び、日程・内容についての連携をとり、研修欠席者が他県で受講しやすいよう体制整備を行うとともに、自然災害時などの受講機会の確保・補完のため、相互の協力連携体制を強化する。基礎研修修了者の会での活動の場を確保し、学びと実践が連動できる仕組みを検討する。会員が実践事例を検討する場としてのピアスーパービジョン事例検討会や実践研究を行う場について講師等と話し合う機会を創り、会員に有益な学びの場としての再構築を検討する。

なお、基礎研修は、昨年度までのコロナ禍特例（全オンライン）開講の実績を踏まえ、日本社会福祉士会の指導に基づき e-ラーニングの事前受講とオンライン講義・演習の組み合わせによる「e-ラーニング一部導入方式」で開催する予定である。

他の研修は、状況に応じて「オンライン」と「対面方式」のどちらで行うか適宜判断して実施する。

また、受講申込、受講者への連絡については、ICT 技術（Peatix、メール、ホームページ、共有ドライブ、SNS など）を活用し、業務の効率化、連絡の適時性の向上を図る。

事業名	実施時期（予定）	参加者・対象者	備考
生涯研修委員会会議	年4回開催予定	生涯研修委員	
基礎研修Ⅰ	集合（オンライン）研修は 10月、1月（2日間研修）	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修（e-ラーニング一部導入方式）
基礎研修Ⅱ	集合（オンライン）研修は 5月～翌2月（ほぼ毎月1回開催）	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修（e-ラーニング一部導入方式）

基礎研修Ⅲ	集合（オンライン）研修は 5月～翌2月（毎月1回開催）	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修（e-ラーニング導入方式）
ピアスーパービジョンによる事例検討会	10月、翌2月 （予定、年2回）	社会福祉士	分野（高齢者・障害・児童・生活困窮者等）
東海四県生涯研修センター会議	年2回（7月ごろ、12月ごろ）開催予定	事業部長、生涯研修委員	東海四県内での基礎研修の開講方式・日程の調整、振替受講方法の確認、生涯研修制度の運用状況の情報交換等

2)スーパービジョン委員会

【目的】生涯研修制度および認定社会福祉士制度において、基礎研修修了後の「スーパービジョン」の実施に関して、社会福祉士会として整備し、会員支援することが求められている。また、認定を目指すこととは別に会員がスーパービジョンを受けることが可能な個人スーパービジョン体制も整備することで、社会福祉士としての人材育成、後進育成を目指す。

これらの目的のために、①会員がスーパービジョンについて学ぶ機会の提供 ②会員がスーパービジョンを実施するための情報提供と環境整備 ③スーパーバイザー同士の情報共有・意見交換の場の提供、などを企画運営する。

また、基礎研修Ⅱ及びⅢの人材育成系科目の運営をサポートする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
スーパービジョン委員会	年3回程度	スーパービジョン委員	
基礎研修Ⅱ・Ⅲの人材育成系科目の運営	3日間	基礎研修Ⅱ・Ⅲ受講者	
スーパービジョン・オリエンテーション	5～6月	基礎研修修了者 会員希望者	スーパービジョン実施のためのオンライン説明会を予定
スーパービジョンの実施	開始より1年間	基礎研修修了者 会員希望者	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく会としての運営
スーパーバイザー会議	年1回程度	認証機構登録スーパーバイザー	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく
スーパービジョンを学ぶ研修	年1回以上	社会福祉士・他団体	参集またはオンライン研修を予定

3)高齢者支援委員会

【目的】高齢者支援に深く関わる職種を対象として、その専門的力（相談援助能力、アセスメント能力、マネジメント能力、連携能力など）が向上する研修を考案し、広く参加機会を設ける。地域包括支援センター社会福祉士等相談員と主任介護支援専門員等に対し、地域ケア会議を運営する力や多職種と連携する力が身につくようにする。また介護支援専門員に対し、社会福祉士会方式のアセスメント手法を学ぶことで質の高いケアマネジメントが身につくようにする。

地域包括支援センターやケアマネジャーなどに対し、社会福祉士会への入会のきっかけとなるように非会員にも参加を促す。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
高齢者支援委員会	随時	高齢者支援委員	オンライン会議

地域包括ケアシステム推進研修、ネットワーク構築研修	10月（予定、1日）	地域包括支援センター職員、担当行政職員、介護支援専門員等	愛知県主任介護支援専門員更新要件の研修申請予定
日本社会福祉士会方式アセスメント手法研修	5月2回（予定）	介護支援専門員実務研修受講者等	同上（会場とオンラインのハイブリッド研修）
地域包括支援センター等高齢者、介護保険利用者等の事例検討会（地域ケア会議）	8月（予定、1日）	地域包括支援センター職員、担当行政職員、介護支援専門員等	同上（同上）
介護支援専門員の質の向上研修	2月（予定、半日）	同上	同上（同上）

4)後継者育成委員会

【目的】社会福祉の職場での実習生受け入れをすすめるため、職能団体として社会福祉士実習指導者を養成する。社会福祉士養成カリキュラムが改正されたことに伴う実習内容に対応するとともに、修了者等への情報提供としてブラッシュアップ研修を企画・開催する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
後継者育成研修委員会	5月、8月、11月（予定）	後継者育成研修委員	
実習指導者講習会	11月（予定）	社会福祉士	
ソーシャルワーク実習指導者ブラッシュアップ研修会	1月（予定）	実習指導者講習会修了者他	

5)子ども家庭福祉委員会

【目的】子ども・家庭・地域における暮らしの支援に関わる福祉サービス提供に際し、コロナ禍によってこれまで以上に浮き彫りとなった困難の中、即戦力となる子ども家庭福祉支援者としての力を養うことを目指す。また、これまで力を注いだスクールソーシャルワーカー養成を引き続き継続し、学校現場で求められるスクールソーシャルワーカーの輩出をしていく。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
子ども家庭福祉委員会	5月、8月、11月、2月（予定）	子ども家庭福祉委員	
スクールソーシャルワーカー養成研修講座	6～10月	社会福祉士・精神保健福祉士・教育関係者	社会福祉士認証研修を含む
子ども家庭福祉研究会	年1回	社会福祉士・精神保健福祉士・教育関係者など子ども家庭福祉分野に興味を持つ者	

6)障がい者生活支援委員会

【目的】社会福祉士として障がい者の地域生活支援のための知識・技能の蓄積や、多職種連携による家族全体の支援に必要なネットワーク構築のための取組を行う。

【計画】研修の内容により、他委員会やチーム、他職能団体と一緒にいき、障がいの理解を他分野に広める。会員交流の場としてオンラインサロンを開催し、障がい者生活支援委員会の活動に参加して

くれる仲間を増やしていく。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
障がい者生活支援運営委員会	適時（年7回程度）	障がい者生活支援委員会委員	
障がい者生活支援研修会	年1回（秋から冬）	社会福祉士 障がい者支援に関心のある者 他職能団体	
オンラインサロン	7月、10月、 1月（予定）	障がい者生活支援に興味のある 会員等	

3 愛知ばあとなあセンター

【目的】社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業を実施する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
業務監査委員会	年1回	業務監査委員	

1) 成年後見研修委員会

【目的】成年後見人候補者の養成、成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

弁護士会等の専門職と連携を図り、研修会や勉強会等を行う。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見研修委員会	5月、12月	成年後見研修委員	
成年後見活用講座	7月（予定）	会員・福祉関係者	
市町村、福祉関係者のための成年後見講座パート21	10月（予定）	市町村、地域包括支援センター、障害者相談支援機関職員等	愛知県弁護士会と共催
成年後見人材育成研修	7月27日 8月31日 9月28日 10月26日	受講要件を満たしている会員	社会福祉士認証研修
名簿登録研修	12月21日	成年後見人材育成研修修了者、 ばあとなあ名簿登録者	
成年後見受任者継続研修会	2025年2月 （予定）	ばあとなあ名簿登録者・会員	
社会福祉士会・弁護士会合同勉強会	6月・11月 （予定）	ばあとなあ名簿登録者・弁護士	愛知県弁護士会と共催
愛知県弁護士会アイズとの定例会	年10回開催	会員、弁護士	愛知県弁護士会と協働

2) 成年後見活動委員会

【目的】 成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

家庭裁判所等からの成年後見人等候補者推薦依頼に対し、適切なばあとなあ登録会員を推薦することにより、成年後見人等受任を円滑に行う。

成年後見利用促進法の施行による社会福祉士の専門職後見人としての期待に応えるよう、成年後見制度の知識について研鑽する。さらに、専門職後見人である三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）などや、家庭裁判所・行政・後見センター等との連携を図る。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見活動委員会	6月、9月、12月	成年後見活動委員	
成年後見受任者フォローアップ	2024年2月	成年後見人等受任者	定期報告書チェック含む
受任調整・サポート会議	毎月1回 (名古屋・尾張、三河)	成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者	対面 or オンライン
事例検討会	年2回 (名古屋・尾張、三河)	成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者	対面 or オンライン
ばあとなあ会議	年1回 (名古屋・尾張、三河)	成年後見人等受任者、 ばあとなあ登録者	対面 or オンライン
成年後見人受任者推薦	随時	ばあとなあ登録者	家庭裁判所等からの依頼による
ばあとなあ登録者名簿を家庭裁判所へ提出	7月	ばあとなあ登録者	
都道府県ばあとなあ担当者会議への参加	随時	成年後見委員会委員等 2~3名	
名古屋家庭裁判所協議会への参加	随時	成年後見委員会委員 2~3名	家庭裁判所依頼による
成年後見制度相談会への参加	随時	成年後見活動委員会等 各2名	自治体などの依頼による
ばあとなあ「しおり」の改訂	随時	成年後見委員会委員等 2~3名	受任者に対するマニュアル
受任者支援、苦情対応	随時	成年後見活動委員	直接支援

3) 成年後見制度利用促進委員会

【目的】 2016年に施行された「成年後見制度利用促進法」の主旨に則り、本人の意思決定支援を基調とした本人にメリットのある成年後見制度として、家庭裁判所を始め、関係する諸団体との連携を強化し、地域における権利擁護システムの構築に参画する。そのためにも、地域における権利擁護システムの構築に寄与できる人材を育成する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見制度利用促進委員会	年3回	成年後見制度利用促進委員	

情報共有会	年6回	成年後見制度利用促進委員 市区町村・中核機関等の会 議の委員等	企画内容により参加者対象を随時検討 する
利用促進法に関する三士会 打合せ会	通年（月1回）	成年後見各委員会委員	弁護士・司法書士・ばあとなあ社会福 祉士（家庭裁判所）社会福祉士成年後 見センター職員・行政職員
各成年後見センター委員の 推薦	随時	成年後見各委員会委員	専門職後見人として、協議会などへの 委員推薦
愛知県社会福祉協議会「成年後見 制度研究委員会」への委員推薦	随時	成年後見各委員会委員	専門職後見人として、研究会の参加
都道府県ばあとなあ担当者会議へ の参加	5月	成年後見委員会委員等	国、日本社会福祉士会の動向確認し、 県に伝達
成年後見利用促進に関する 現状報告会	年1回	会員	成年後見制度利用促進の現状を学ぶ

4)リーガルソーシャルワーク委員会

【目的】リーガルソーシャルワークとは、高齢・障がい・児童・生活困窮など領域を問わず、司法分野に
関する課題を抱えた人の生活課題に取り組み、ウェルビーイングを高めるよう人々やさまざまな
構造に働きかけるものである。罪を犯した人たちのなかには、福祉的支援を必要としている高齢
者や障がい者が存在する。これらの人たちに、司法・行政や地域の支援者と協働して支援するた
め、福祉職としての役割と支援の実際、連携のあり方等を学び実践する。

【計画】研修や見学会、関係機関との連携を通じて、リーガルソーシャルワーカーとしての、社会資源の
理解、専門性の向上を図る。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
リーガルソーシャルワーク委員会	年9回開催	リーガルソーシャル ワーク委員	
リーガルソーシャルワーク研修	1月頃予定	会員、福祉・司法・行政 関係者等	
矯正施設等施設見学会	9月頃予定	会員、福祉・司法・行政 関係者等	
愛知県弁護士会、保護観察所等会議へ の参加	随時	リーガルソーシャル ワーク委員	

5) 高齢者・障害者虐待対応委員会

【目的】高齢者及び障害者の虐待対応の中心的役割をなす市町村への支援を中心に、愛知県が実施する、
市町村職員向けの養護者および施設従事者等による高齢者虐待対応人材養成研修を継続的に受託
していく。また愛知県弁護士会と協働して実施している高齢者・障害者虐待対応専門職チームを
市町村に派遣し、市町村職員へ虐待対応が適切に取り組みされるよう助言等を行う。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
愛知県受託による市町村職員向け虐 待対応人材養成研修(養護者)	三河地区 9月(予定) 尾張地区 10月(予定)	県内市町村及び地域包括支 援センター職員	※受託可能な場合
愛知県受託による市町村職員向け虐 待対応人材養成研修(養介護施設)	11月(予定)	県内市町村及び直営地域包 括支援センター職員	※受託可能な場合

市町村職員（中級者向け）研修	6月（予定）	県内市町村及び地域包括支援センター職員	標準研修 1日版
虐待対応専門職チーム派遣事業	随時	県内市町村	愛知県弁護士会と協働
愛知県弁護士会アイズとの定例会	年3回程度	会員、弁護士	成年後見委員会と合同
虐待対応専門職チーム向け研修	2月（半日）予定	派遣チーム登録会員、 弁護士	愛知県弁護士会と協働
日本社会福祉士会ばあとなあ連絡会議への参加	11月頃	派遣チーム登録会員	成年後見委員会と合同
養介護施設従事者向け虐待防止研修	10月（予定） ※新規	養介護施設職員	1日研修

4 生活支援相談ほっとセンター

1) 相談支援委員会

【目的】 社会福祉士の本旨である「福祉に関する相談援助」活動を職能団体の公益活動として位置付け、これを推進し、相談や援助を必要とする県民の相談支援を行う。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
相談支援委員会	随時	相談支援委員	
生活支援相談	通年 (毎週水曜日)	県民・生活困窮者等	当会事務所に生活支援相談コーナーを設置 生活困窮者自立支援事業の実施への協力等
進学相談、資格相談会への参加	随時	福祉系大学・専門学校への進学希望者及び保護者、福祉分野に就職を希望する学生、一般県民	資格等相談コーナーへの参加協力
愛知県ホームレス問題講演会&愛知県社会福祉士会権利擁護セミナー	12月（予定）	県民、福祉関係者、会員	愛知県との共催（予定）

2) 自殺対策委員会

【目的】 生活上の様々な困難を抱え、自殺のリスクが高い状態にある方々の支援に携わっている支援担当者が、自殺対策の知識と技術を獲得できるよう研修を実施する。人材育成によって、自殺対策に貢献することを目的とする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
自殺対策委員会	4回程度	自殺対策委員	
研修講師派遣	6月（予定） 8月（予定） 3月（予定）	福祉事務所職員、生活困窮者自立支援制度従事者	愛知県委託事業継続の可否によって事業内容は変更になる可能性あり

自殺対策研修	2月（予定）	支援担当者および 関心のある者等	上記と同じ
--------	--------	---------------------	-------

3)生活困窮者自立支援制度研修委員会

【目的】生活困窮者自立支援事業の従事者に必要な相談支援の知識と技術の維持・向上を目的とした研修を実施する。人材養成により、生活困窮者支援に貢献することを目的とする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
生活困窮者自立支援制度研修委員会	随時	生活困窮者自立支援制度 研修委員	
生活困窮者自立支援制度研修企画チ ーム会議	随時	生活困窮者自立支援制度研 修企画チーム構成員	厚生労働省の定めにより、修了証発 行要件として、現任の従事者による 研修企画チームの組織が必要
生活困窮者自立支援制度従事者養成 研修（新任者向け）研修	6月（予定）	生活困窮者自立支援事業 従事者および市町村担当者	愛知県委託事業継続の可否によって 事業内容は変更になる可能性あり
生活困窮者自立支援制度従事者養成 研修（主任相談支援員）研修	8月（予定）	生活困窮者自立支援事業 従事者（主任相談支援員）	上記と同じ
生活困窮者自立支援制度従事者養成 研修（相談支援員・就労支援員）	2月（予定）	生活困窮者自立支援事業 従事者（相談支援員および 就労支援員）	上記と同じ

5 福祉・介護サービス情報調査センター 福祉サービス第三者評価事業

【目的】福祉サービス等利用者の権利擁護を推進するため、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を公正・中立かつ客観的な立場から評価を行うことのできる専門職団体として愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる認証を受け事業を実施する。

【計画】年間3件程度の評価を実施

全国社会福祉協議会主催社会的養護施設評価調査者養成研修への受講推進及び、愛知県福祉サービス第三者評価推進センター評価調査者更新研修への受講勧奨。評価機関として社会的養護施設の評価が可能になったため周知し調査を実施したい。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
調査機関内研修	7月（予定） 3月（予定）	評価調査者（登録者）	評価機関連絡会議の後に開催予定

6 タスクチーム(特命委員会)

【目的】社会情勢等により会に求められている役割を果たすことができるよう、特命委員会を設置し、事業の実施や体制整備を図る。

1)多文化ソーシャルワークチーム

【目的】社会福祉士として多文化ソーシャルワークに関する必要な知識を深め、外国にルーツを持つ人々に対し適切な関わりができるようにする。

【計画】愛知県国際交流協会との共催の研修会、勉強会、施設見学を通して、愛知県における外国人の状況、生活上の問題、関係機関の取組等を学ぶ。更に外国にルーツを持つ人々に関わる会員の交流を促進し、意見交換することにより、社会福祉士としてどのような取り組みができるか考える機会とする。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
多文化ソーシャルワークチーム会議	適時（年数回）	多文化ソーシャルワークチーム員	
多文化ソーシャルワーク研修会	9月	社会福祉士、福祉関係者等	愛知県国際交流協会との共催
多文化ソーシャルワーク勉強会	冬期	社会福祉士等	
多文化ソーシャルワーク分野別交流会	年2回	会員等	
施設見学	年1回	会員等	現場の取り組みを知る機会とする。

2)組織強化対応チーム

【目的】新入会員の拡大と既存会員の退会抑止、本会諸活動への参加促進を目的として『魅力あるコンテンツ』を創り具現化することを目的とする。

【計画】30歳以下の新規会員の入会金・年会費3年間徴収猶予に関する試行事業の2年目となり、総務部や各支部とも連携し会員拡大を推し進める。併せて、社会福祉士養成校との結びつき強化策を具体化する。また、財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた取り組みを行う。さらに、ホームページをリニューアルするなどICTを活用したさまざまな取り組みを推進する。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
組織強化対応チーム会議	隔月1回（原則）	組織強化対応チーム員	
高齢者問題専門職ネットワーク勉強会・幹事会	3か月に1回	愛知県弁護士会を中心とした関係団体会員	愛知県弁護士会を中心とした関係団体と合同で実施

7 支部活動

【目的】支部選出理事や支部長を中心に、支部会員の拠り所となる活動を行う。

【計画】① 日常的諸活動を実施する。

- ② 県内の三河、尾張、名古屋、知多を巡回する意見交換会時に合わせて開催されてきた実践報告会については、新型コロナウイルス等の感染拡大の状況を勘案しつつ、開催可否及び開催方法を再考の上、可能な範囲で実施する。

2 0 2 4 年 度 収 支 予 算 書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

単位：円

科 目	2024年度予算額	2023年度予算額	比較増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入			0
(2) 入会金収入	650,000	600,000	50,000
(3) 会費収入	25,825,000	25,185,000	640,000
1) 正会員会費収入	25,760,000	25,120,000	640,000
2) 賛助会員会費収入	50,000	50,000	0
3) 準会員会費収入	15,000	15,000	0
(4) 事業収入	13,817,000	14,637,000	-820,000
1) 愛知ばあとなあセンター事業収入	4,804,000	4,478,000	326,000
2) 総務部事業収入	122,000	122,000	0
3) 生活支援相談ほっとセンター事業収入	0	0	0
4) 生涯研修センター事業収入	7,903,000	9,049,000	-1,146,000
5) 福祉サービス第三者評価事業収入	704,000	704,000	0
6) 会員支援事業収入	0	0	0
7) 関係機関への協力事業収入	1,000	1,000	0
8) 特命事業収入	283,000	283,000	0
(5) 委託金収入	3,550,000	3,550,000	0
1) 自殺対策事業委託金収入	300,000	300,000	0
2) 愛知県虐待対応研修 受託事業収入	1,800,000	1,800,000	0
3) 生活困窮者自立支援担当者養成研修 委託事業収入	1,450,000	1,450,000	0
(6) 寄付金収入	1,001,000	901,000	100,000
1) 寄付金収入	1,000,000	900,000	100,000
2) 災害活動支援金募金収入	1,000	1,000	0
(8) 雑収入	109,000	109,000	0
1) 受取利息収入	4,000	4,000	0
2) 雑収入	105,000	105,000	0
事業活動収入計	44,952,000	44,982,000	-30,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	21,163,000	21,123,000	40,000
1) 愛知ばあとなあセンター事業支出	6,062,000	5,517,000	545,000
2) 総務部事業支出	2,470,000	2,116,000	354,000
3) 生活支援相談ほっとセンター事業支出	101,000	98,000	3,000
4) 生涯研修センター事業支出	10,650,000	11,644,000	-994,000
5) 福祉サービス第三者評価事業支出	1,022,000	990,000	32,000
6) 会員支援事業支出	0	210,000	-210,000
7) 関係機関への協力事業支出	1,000	1,000	0
8) 特命事業支出	857,000	547,000	310,000
(2) 委託事業支出	3,550,000	3,550,000	0
1) 自殺対策事業支出	300,000	300,000	0
2) 愛知県虐待対応研修 受託事業支出	1,800,000	1,800,000	0
3) 生活困窮者自立支援担当者養成研修 委託事業支出	1,450,000	1,450,000	0
(3) 管理費支出	20,197,000	20,235,000	-38,000
1) 役員報酬支出	44,000	44,000	0
2) 給料手当支出	6,940,000	6,713,000	227,000
3) 賞与支出	517,000	891,000	-374,000
4) 福利厚生費	312,000	312,000	0
5) 法定福利費	1,193,000	1,216,000	-23,000
6) 会議費支出	40,000	40,000	0
7) 旅費交通費支出	137,000	123,000	14,000
8) 通信運搬費支出	275,000	250,000	25,000
9) 消耗什器備品費支出	5,000	5,000	0
10) 消耗品図書費支出	3,000	3,000	0
11) 消耗品費支出	5,000	5,000	0
12) 修繕費支出	1,000	1,000	0
13) 印刷製本費支出	165,000	150,000	15,000
14) 総会費支出	400,000	400,000	0
15) 光熱水料費支出	0	0	0
16) 賃借料支出	919,000	918,000	1,000
17) 保険料支出	25,000	25,000	0
18) 諸謝金支出	1,000	1,000	0
19) 租税公課支出	225,000	225,000	0
20) 業務委託費支出	680,000	703,000	-23,000
21) 負担金支出	8,000,000	7,900,000	100,000
22) 顧問料支出	285,000	285,000	0

23) 雑支出	25,000	25,000	0
事業活動支出計	44,910,000	44,908,000	2,000
事業活動収支差額	42,000	74,000	-32,000
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	0	0
2. 投資活動支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
財政強化特定積立資産取崩収入	0	0	0
備品等購入積立金取崩収入	0	0	0
人件費積立金取崩収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財政強化特定積立資産積立支出	0	0	0
備品等購入積立金積立支出	0	0	0
人件費積立金積立支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出			
			0
当期収支差額	42,000	74,000	-32,000
前期繰越収支差額	14,427,204	14,353,204	
次期繰越収支差額	14,469,204	14,427,204	